

## 子どもの貧困と格差是正を求める意見書

文部科学省「平成18年度子どもの学習費調査」によれば、子ども1人に学校教育を受けさせるために保護者が支出した年間の経費は、公立中学校で約17万円、公立小学校で約10万円となっている。幼稚園から高校までの15年間の教育費を見ると、すべて公立に通った場合の学習費総額は571万円。私立では1,680万円もかかり、その差は3.4倍にもなる。

全国では約7人に1人の小・中学生が、経済的理由により就学困難と認められており、就学援助の要保護者、準要保護者ともに増加傾向にある。2005年度の国庫補助廃止後、認定基準の厳格化による対象者の絞り込みが進められ、1998～2004年度は、就学援助受給者数が毎年、前年度比7～8%前後でふえていたのが、2005年度以降は2～3%に伸びが鈍化している。

全国と同様に本市でも財政状況から認定基準の見直しが行われ、対象者の絞り込みが行われた。憲法で保障された教育の機会均等の立場から、人生のスタートラインにすら立つことができない不平等さを克服することは、政府の責任である。

子育て家庭に占める貧困世帯が日本は14.3%とフランス7.3%の2倍、スウェーデン3.6%の約4倍となっており、EUなどヨーロッパでは子どもの貧困撲滅の取り組みが政府を挙げて進められている一方、日本ではこれまで、子どもの貧困と格差の問題については手つかずであった。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、子ども期の貧困が、子どもが成長した後にも継続して影響を及ぼしているといわれている昨今、子どもの貧困と格差を是正するために、日本政府が子どもの幸せのための施策を立案するとともに、現行の就学援助制度等の拡充を進めることを強く求め、下記のとおり要望する。

### 記

- 1 2005年に廃止された就学援助制度の国庫補助を復活させること（その場合、認定基準を全国一律生活保護基準1.5倍の補助とする）。
- 2 生活保護制度の教育扶助は全額実費支給とすること。
- 3 「子どもの幸せ（ウエルビーイング）」のための政策の立案、推進を行うこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年3月27日

三鷹市議会議長 石井良司